

令和5年12月28日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長
(施設指導係)

令和6年度の外部評価の実施の免除に係る申請について (通知)

認知症対応型共同生活介護については、年に1回以上の外部評価の実施が必要ですが、福岡県外部評価実施要領に基づき、一定の要件を満たした事業所は、次年度(令和6年度)の外部評価については実施しなくてもよいとされています。

つきましては、当該要件を満たしている事業所のうち、外部評価の実施の免除を希望される事業所は、下記のとおり申請されますようお願いいたします。

記

1 要件

5年間継続して外部評価を実施している事業所であって、下記(1)から(4)までの要件を全て満たすこと。なお、外部評価の実施が必要な年度に、運営推進会議を活用した評価を行っている事業所は、免除の対象外となる。

- (1) 自己評価・外部評価結果及び目標達成計画を保険者に提出していること。
- (2) 運営推進会議が、過去1年間に6回以上開催されていること。
- (3) 運営推進会議に、事業所所在地の保険者の職員又は地域包括支援センターの職員が必ず出席していること。
- (4) 自己評価・外部評価結果のうち、外部評価項目の2、3、4、7の実践状況(外部評価)が適切であること。

※ 上記の外部評価項目について

- 2 : 事業所と地域とのつきあい
- 3 : 運営推進会議を活かした取組み
- 4 : 市町村との連携
- 7 : 運営に関する利用者、家族等意見の反映

<注1> 令和4年度の外部評価の実施が免除されていた事業所のうち、令和5年度の外部評価を適正に実施し、上記(1)から(4)までの要件を満たしている場合は、令和6年度の実施の免除の対象となります。免除を希望される場合は、免除の申請の手続きを行ってください。

<注2> 令和5年度の外部評価の実施が免除されている事業所は、令和6年度の外部評価は必ず実施してください。

2 提出期限

令和6年1月31日(水) 必着

3 提出が必要な書類

- (1) 外部評価の実施に係る申請書（様式1）
- (2) 自己評価及び外部評価結果（令和5年度分）
- (3) 目標達成計画（令和5年度の評価結果をもとに作成した計画）
- (4) 運営推進会議の議事録（過去1年間分）

<提出書類についての留意事項>

① 「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」について

- ・福岡市（事業者指導課）に「自己評価及び外部評価結果」及び「目標達成計画」を既に提出されている場合は、改めて提出していただく必要はありません。
- ・申請書の提出日時時点で、令和5年度の外部評価の結果が確定していない場合（調査日が申請書提出日以降の場合も含む）は、申請書にその旨を記載して提出してください。この場合、令和6年3月31日までに外部評価を実施し、評価結果の確定後に、速やかに「自己評価及び外部評価結果」「目標達成計画」を提出してください。

② 「運営推進会議の議事録」について

- ・議事録には、参加者の出欠状況、会議の内容、結果等を具体的に記載してください。
- ・会議で配布した資料については、提出していただく必要はありません。

4 提出方法

(1) メールで提出する場合

件名：（事業所番号）外部評価実施免除申請
宛先：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp

(2) 郵送で提出する場合

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
施設指導係 和田 宛て

※ 郵送の場合は、封筒に「外部評価実施免除申請書在中」と朱書きしてください。

5 申請書類

福岡市のホームページに本通知、申請書の様式等を掲載していますので、ご確認ください。

【掲載場所】

HOME > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ> 各種手続き・運営指導に関すること
> 運営指導・監査 > 「地域密着型サービス外部評価」・「福祉サービス第三者評価」について
(https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/5-010110_2.html)

6 自己評価について

外部評価が免除の場合でも、自己評価は毎年度実施する必要があります。必ず自己評価を実施し、その記録を残してください。

7 問い合わせ先

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課
施設指導係 担当：和田(ワダ)・永石(カゲイシ)
F A X : 092 - 726 - 3328
宛先：shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp

別紙「外部評価の実施の免除に係る申請について (Q&A)」をご確認のうえ、不明な点については必ずメールまたはF A Xにてお問い合わせください。